平成２７年（フ）第５１７３号
大阪市西成区花園北１丁目６番19―802号、前住所大阪市中央区材木町３番８号501
債務者　新井海邦こと　朴　　海邦
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２９２号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目21番15―207号
債務者　河合　謙二
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２９８号
大阪市生野区桃谷４丁目19番６―203号
債務者　小亀　　彩
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３０２号
大阪市城東区関目３丁目７番２号ベルノ関目202、前住所兵庫県尼崎市長洲中通１丁目12番53号
債務者　落合　暢子
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３１５号
大阪府枚方市船橋本町２丁目11番地の３、前住所大阪府枚方市楠葉丘１丁目26番５号
債務者　野村美津子
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３３４号
大阪府吹田市日の出町26番66号（２Ｆ）
債務者　犬束　和美
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３３９号
大阪府門真市城垣町14番16号、前住所大阪府門真市上島町33番15号先
債務者　森本　史郎
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３５１号
大阪市西成区聖天下１丁目７番４号　メゾンヴィラージュ　201号
債務者　田中　順子
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３６５号
大阪府吹田市山田西２丁目３番６―102号
債務者　保木本　操
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３６７号
名古屋市緑区鳴海町字中汐田88番地　鳴海荘202号
債務者　牧野　浩幸
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４２号
高知市瀬戸２丁目15番３号
債務者　宗石　静香
1　決定年月日時　平成28年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで　高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２４７号
高知市大川筋１丁目５番24号　生田ビル401号
債務者　土居　　功
1　決定年月日時　平成28年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで　高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２６７号
高知市種崎303番地７
債務者　藤川佐枝美
1　決定年月日時　平成28年１月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで　高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１９８８号
札幌市清田区北野５条４丁目19番46号　いずみハイツ北野Ａ―101号
債務者　佐藤　　昭
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０３０号
札幌市北区あいの里２条３丁目３番３号
債務者　金澤　　琢
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０３３号
札幌市東区東苗穂13条２丁目22番18号　幸栄ハイツ101
債務者　鈴木　　武
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０７８号
札幌市東区北41条東15丁目１番19―401号
債務者　野沢　和代（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６６号
山形県酒田市浜中字上村197番地の２
債務者　丸山　博行
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで　山形地方裁判所酒田支部